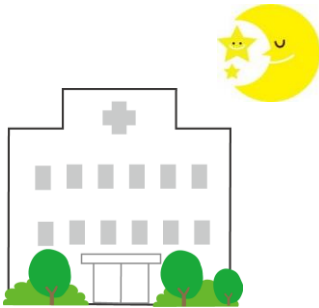


コンビニ受診は控えましょう

できるだけ通常の診療時間内に受診しましょう！



コンビニ受診とは

外来診療をやっていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽度の症状であっても「平日は仕事がある」「日中は用事があるから」など自分の都合を優先させて、日中の一般診療と同じような感覚で病院の救急外来を受診することです。

なぜコンビニ受診がいけないの？

本当に救急医療を必要とする重症患者の受け入れや入院患者の急変に対応できなくなるばかりでなく、医師は休養もとれず翌日以降の診療に支障をきたしたり、過酷な勤務に疲れ果て医療現場を離れてしまうなど医療崩壊につながります。



コンビニ受診にならないように

- ◎体調が悪くなったら 早めに「かかりつけ医」にかかりましょう。
- ◎日ごろから健康管理に注意し、定期的に健康診断を受けましょう。
- ◎夜間に子どもの症状が心配なときは「小児救急電話」へ相談しましょう。

京都府小児救急電話相談

午後7時～翌朝8時

※土曜日（祝日・年末年始を除く）は午後3時～翌朝8時

夜間や休日の子どもの急病やけがなどで心配になった場合には、京都府小児救急電話相談【#8000】をご利用ください。小児科医師や看護師が相談に応じます。

#8000 または 075-661-5596



救急安心センターきょうと 24時間365日（年中無休）

看護師から受診の必要性や対処方法等の適切な助言、医療機関案内を受けることができます。急な病気やけがをした際お気軽にご相談ください。※相談は無料ですが、愛知県（事業受託業者）までの通話料がかかります。

#7119 または 0570-00-7119